

宇都宮市における自治会への加入促進に関する協定書

宇都宮市自治会連合会（以下「宇自連」という。）、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県央支部（以下「県央支部」という。）及び宇都宮市（以下「市」という。）は、連携及び協力を図り、次に掲げる目的の達成に向け、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「心豊かで住み良いまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの中核的な団体である自治会への加入促進に関して、宇自連、県央支部及び市が連携及び協力関係を構築し、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 宇自連、県央支部及び市は、次の役割分担に基づき、地域住民の自治会への加入促進に取り組む。

- （1）宇自連及び市は、県央支部に対し、自治会加入の啓発に必要な資料等を提供するとともに、県央支部からの問い合わせ等に対応する。
- （2）県央支部は、加盟する宇都宮市内の事業者店舗において、住宅販売や賃貸の管理・仲介等を行う場合、その世帯に対し自治会加入の啓発用資料の配布等を行い、自治会加入の意識啓発及び加入への働きかけを行う。
- （3）市は自治会への加入促進活動が円滑に進められるよう、連絡調整等に努める。
- （4）その他自治会加入促進に関連する必要な事項については、宇自連、県央支部及び市が、相互に連携し、協議のうえ事業を行う。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、宇自連、県央支部及び市のいずれかからも改廃の申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、宇自連、県央支部及び市が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通作成し、宇自連、県央支部及び市が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月16日

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市自治会連合会

会長

金田 貞夫



栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県央支部

支部長

五十嵐 薫



栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市

市長

佐藤 泉

